

国自安第248号
国自旅第414号
国自貨第116号
国自整第292号
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車運送事業の監査方針について」の一部改正について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「自動車運送事業の監査方針について」（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

自動車運送事業の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: right;">国自安第137号 国自旅第217号 国自貨第55号 国自整第161号 平成25年9月17日 <u>一部改正 平成26年1月24日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">自動車運送事業の監査方針について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによらるたい。</p> <p>なお、「旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成21年9月29日付け国自安第56号、国自旅第124号、国自整第50号）及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号）並びに「貨物自動車運送事業の監査方針について」（平成21年9月29日付け国自安第71号、国自貨第75号、国自整第65号）及び「貨物自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成21年9月29日付け国自安第72号、国自貨第76号、国自整第66号）は、平成25年9月30日限り、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">国自安第137号 国自旅第217号 国自貨第55号 国自整第161号 平成25年9月17日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">自動車運送事業の監査方針について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによらるたい。</p> <p>なお、「旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成21年9月29日付け国自安第56号、国自旅第124号、国自整第50号）及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号）並びに「貨物自動車運送事業の監査方針について」（平成21年9月29日付け国自安第71号、国自貨第75号、国自整第65号）及び「貨物自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成21年9月29日付け国自安第72号、国自貨第76号、国自整第66号）は、平成25年9月30日限り、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1. 基本方針

(1)～(2) (略)

(3) 事業者に対する監査は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第43条の2第1項に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第38条第1項に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関との連携により、監査及び指導の充実及び強化を図るものとする。

(4) 貨物自動車運送事業においては、元請事業者(下請事業者となる一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う実運送を利用して運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者をいい、下請事業者の実運送を直接利用して運送を行う者のほか、元請事業者を利用して運送を行う者を含む。以下同じ。)の下請事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為の排除を視野に入れた監査を実施するものとする。

(5) 事業者に対しては、監査のほか、呼出指導の実施を通じて、法令遵守意識の醸成を図るよう努めるものとする。

2. (略)

3. 監査対象事業者

特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

① 旅客自動車運送適正化事業実施機関、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第34条第1項に規定する適正化事業実施機関(以下「適正化事業実施機関」という。)や利用者等からの情報、街頭監査や事業用自動車への添乗調査(事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する調査をいう。)の結果等により、法令違反の疑いがある事業者

②～⑭ (略)

⑮ (削除)

1. 基本方針

(1)～(2) (略)

(新設)

(3) 貨物自動車運送事業においては、元請事業者(下請事業者となる一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う実運送を利用して運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者をいい、下請事業者の実運送を直接利用して運送を行う者のほか、元請事業者を利用して運送を行う者を含む。以下同じ。)の下請事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為の排除を視野に入れた監査を実施するとともに、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第38条第1項に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関との連携により、監査及び指導の充実及び強化を図るものとする。

(4) 事業者に対しては、監査のほか、呼出指導の実施を通じて、法令遵守意識の醸成を図るよう努めるものとする。

2. (略)

3. 監査対象事業者

特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

① 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第34条第1項に規定する適正化事業実施機関(以下「適正化事業実施機関」という。)や利用者等からの情報、街頭監査や事業用自動車への添乗調査(事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する調査をいう。)の結果等により、法令違反の疑いがある事業者

②～⑭ (略)

⑮ 「緊急調整地域の指定等について」(平成13年10月26日付け国自旅第102号)、「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成19年11月20日付け国自旅第208号)及び「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」(平成21年9月29日付け国自旅第151号)により、監査を実施すべきとされている一般

⑯～⑱(略)

⑲ 道路運送法第35条第1項又は貨物自動車運送事業法第29条第1項の規定による管理の受委託の許可を受けた事業者であって、受託者に法令違反の疑いがある委託者たる事業者

⑳～㉓(略)

4. ～7. (略)

附 則

この通達は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年1月24日 国自安第248号、国自旅第414号、国自貨第116号、国自整第292号)

この通達は、平成26年1月27日から施行する。

乗用旅客自動車運送事業者

⑯～⑱(略)

⑲ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第35条第1項又は貨物自動車運送事業法第29条第1項の規定による管理の受委託の許可を受けた事業者であって、受託者に法令違反の疑いがある委託者たる事業者

⑳～㉓(略)

4. ～7. (略)

附 則

この通達は、平成25年10月1日から施行する。